

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています（裏面参照）。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒が登校できない期間です。これらの感染症の可能性があつて欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。

また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった生徒を登校させる際には、以下の「学校感染症による欠席届」を担当へご提出ください。

- \* 1 病気の状況により医師の証明書の提出依頼または病院へ確認させていただく場合があります。
- \* 2 「学校感染症による欠席届」は、医師の指示に従い、保護者の責任においてご記入ください。

## 学校感染症による欠席届

東京都立福生高等学校長 殿

年 組 番 氏名

下記の疾患について、令和 年 月 日に医師の診断を受けました。

このため、令和 年 月 日～令和 年 月 日までを

治癒期間として欠席していましたが、登校させますのでご連絡いたします。

病 名 : \_\_\_\_\_

受診した医療機関名 : \_\_\_\_\_

医療機関の電話番号 : \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

《文書の流れ》 保護者(生徒) ⇒ 担任 ⇒ 保健室

〈参考〉学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1、新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	<u>新型コロナウイルス感染症（症状あり）</u>	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで ※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること
	<u>新型コロナウイルス感染症（症状なし）</u>	検体を採取した日から 5 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで  ※「その他の感染症」は、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があります。あらかじめ特定の疾患を定めているものではありません。
	その他の感染症 例) 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）等	

※ 新型コロナウイルス感染不安について 《学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（4 月 28 日通知）》

- ・ 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合
- ・ また、医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合

以上 2 点に関して、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことが可能である。